

議案第 87 号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所平成 24 年（ワ）第 831 号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 事件名 横浜地方裁判所平成 24 年（ワ）第 831 号損害賠償請求事件

2 当事者 原告 * * * * *

原告 * * *

被告 川崎市

3 和解内容

- (1) 被告は、原告らに対し、本件和解金として、金 90,000,000 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告らに対し、前項の金員を和解成立日から 1箇月以内に、原告らの指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 被告は、本件事故を真摯に受け止め、再発防止に努めるとともに、患者、市民からの信頼にこたえることができるよう、たゆまぬ努力をする。
- (5) 原告らは、被告及び川崎市立川崎病院の職員（職員であった者を含む。）

に対し、名目のいかんを問わず、今後本件に関し民事上、刑事上及び行政上の一切の責任追及を行わない。

- (6) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告との間の医事紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事　件　の　概　要

- 1 平成16年12月6日、原告らの被相続人である患者（以下「本件患者」という。）は、市立川崎病院で大動脈弁置換術を受け、同月28日、退院した。
- 2 平成17年3月30日、本件患者は、市立川崎病院で感染性心内膜炎により再度の大動脈弁置換術を受け、同年5月21日、退院した。
- 3 平成17年5月26日、本件患者は、市立川崎病院を外来受診し、頻脈性不整脈が関与するうっ血性心不全による肝機能障害と診断され、抗不整脈薬を投与されていたところ、心肺停止から低酸素脳症となり、約1年5箇月後の平成18年10月17日、多臓器不全により死亡した。
- 4 平成21年5月27日、原告らから本市に対し、本件患者が死亡するに至ったのは、本市が抗不整脈薬を投与中の本件患者の容態の監視等を怠り、抗不整脈薬の投与を長引かせたこと、心肺停止の際の蘇生措置が遅れたことなどが原因であるとして、損害賠償請求がなされたため、本市は話し合いに応じていたが、合意には至らなかった。
- 5 平成24年3月1日、原告らから横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 6 本訴訟は、係属して以来、15回の口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。